

木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

(仮称) 真舟小学校新設に伴う通学区域について (諮問)

このことについて、木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成16年木更津市条例第6条）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

平成24年7月10日

木更津市教育委員会

記

1 諮問事項

(仮称) 真舟小学校新設に伴う通学区域について

2 諮問の趣旨

学校の適正規模については、児童生徒の心身の発達、集団を通じた自主性・自立性の涵養、学校運営や指導上の課題など様々な観点をとらえ、国が一定の基準を示しています。それをもとに「木更津市立小中学校適正規模等審議会」で審議し、本市の現状や課題を整理したうえで、本市における適正規模・適正配置についての答申をいただいたことをうけ、木更津市教育委員会では、平成23年10月に「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、適正配置に向けた取り組みとして、(仮称) 真舟小学校を新設し、大規模校の木更津第二小学校、清見台小学校及び請西小学校の通学区域を見直すことを緊急の課題としております。更に、木更津第二中学校及び太田中学校は、現在は適正規模校ではありますが、小学校の通学区域の再編と併せて通学区域を見直すこととしております。

つきましては、平成26年4月に(仮称) 真舟小学校を開校することに伴い、木更津第二小学校、清見台小学校及び請西小学校、並びに、木更津第二中学校及び太田中学校の通学区域について、ご審議いただきご意見を賜りたく、諮問いたします。